



令和5年法人土地・建物基本調査
調査票の回答のしかた

回答は、パソコン・インターネットを通じたオンラインでの回答が便利です。

オンラインによる回答のしかた

1 ログイン～パスワード、連絡先情報の登録

- ① 政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp/>) に接続します。
 - ② 「ログイン画面へ」ボタンをクリックします。
 - ③ 「調査票」ないし「依頼状」の上部に印刷されている「政府統計コード」・「調査対象者ID」・「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。(すべて半角で入力してください)
- メールで調査のご案内をさせていただいた方は、上記3点をメール本文に記載しています。



政府統計オンライン調査総合窓口

▶ English Q&A よくあるご質問 お問い合わせ

★ オンライン調査トップ

政府統計オンライン調査総合窓口

お知らせ

ログイン画面へ

当サイトは、暗号化通信により保護されています。

初めてこのサイトをご利用になる方へ

① 各府省等からのお知らせ

掲載日	府省名	統計調査名	件名
2023年1月21日	農林水産省	令和5年度農業構造動態調査	令和5年度農業構造動態調査の実施に関するお知らせ

 このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘匿の保障に万全を期することを約束するものです。
詳細はこちら

政府統計

このサイトについて 利用規約 推奨環境 オンライン調査の流れ 回答情報の保護

当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが管理を行っています。

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード	法人土地・建物基本調査	☐ 次画から入力省略
必須	CVBQ	
調査対象者ID		☐ 次画から入力省略
必須		
パスワード		☐ パスワードを表示する
必須	☐ パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ	

① 政府統計コード
② 調査対象者ID
③ パスワード

必ず入力してください。システムを利用したけません。インでできなくならすのむご注意ください。

国土交通省

ログイン

③

- ④ 初回ログイン時には【パスワードの変更】画面が表示されますので、画面に示された条件を満たす新しいパスワードを入力し「変更」ボタンをクリックします。
- ⑤ 【連絡先情報】の登録画面が表示されます。必要事項を入力し、「登録」ボタンをクリックします。

政府統計オンライン
調査総合窓口

Q&A

よくあるご質問

お問い合わせ

お問い合わせ

ヘルプ

ヘルプ

ログアウト

ログアウト

オンライン調査トップ
>
パスワードの変更

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、他のパスワードですので、変更をお願いします。
変更したパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご自身で適切に管理してください。

新パスワード

必須

パスワードを表示する

旧パスワード（確認用）

必須

4

変更

パスワード設定上の注意事項

パスワードポリシー

- 半角英数字8文字以上32文字以内
- 英字、数字をそれぞれ1文字以上含む文字列
- 使用可能な記号は[] : | = * ? < >
- 推測されやすい単語等は [ご回避](#)

入力誤り防止のため、同じ新パスワードを「[入力](#)」
さない。

2度目以降のログインや
際に必要となります。
メモ等に控えておくこと

[QA よくあるご質問](#)
[お問い合わせ](#)
[ヘルプ](#)
[ログアウト](#)

[オンライン調査トップ](#) > [連絡先情報の登録](#)

連絡先情報の登録

パスワードを変更しました。

連絡先情報

連絡先情報を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。

ここで登録されたメールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送達など皆様への連絡に使用します。

※メールの受信制限設定を行っている場合、fe-survey.go.jp からのメールを受信可能な状態に設定してください
 ようお願いいたします。

メールアドレス **必須**

(半角60文字以内)

メールアドレス（確認用） **必須**

@

(半角60文字以内)

5

登録

[このサイトについて](#)
[利用規約](#)
[推奨環境](#)
[オンライン調査の流れ](#)
[回答情報の保護](#)

2度目以降のログインや、回答データ送信の際に必要となります。

メモ等に控えておくことをお勧めします。

調査票の提出が完了すると、ここで登録したメールアドレスにメールが届きます。
また、パスワードの再発行にも使用します。



国土交通省

2 回答する調査票の選択～回答の入力～回答の送信

- ⑥ 「電子調査票」欄の「令和5年法人土地・建物基本調査〇票」をクリックし、回答する調査票を選択します。
(お送りしている調査票が表示されます)。
- ⑦ 案内に沿って回答を入力し、「回答の送信」ボタンをクリックして(⑦-1)、回答データを送信(⑦-2)します。
- ⑧ 回答受付状況を確認します。

※複数の調査票が表示されている場合は、すべての調査票に回答してください。

電子調査票	提出期限	状況
令和5年法人土地・建物基本調査A票	2023-03-17	
令和5年法人土地・建物基本調査B票	2023-03-17	
令和5年法人土地・建物基本調査C票	2023-03-17	



左の画面で調査票をクリックすると、上のような画面が表示されますので、**ダイアログを閉じる** ボタンをクリックしてください。
土地・建物を多数所有している場合は、電子調査票が表示されるまで、1分程度かかることがあります。**操作をせずにお待ちください。**

統計調査名	法人土地・建物基本調査
実施時期	令和5年調査
調査票名	令和5年法人土地・建物基本調査A票
調査対象者ID	0100099
キー項目	
受付番号	0N29D3823001
受付結果	調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。

「調査票回答を受け付けました」と表示されていることを確認します。

回答画面の説明

回答を入力して **回答の一時保存** もしくは **次ページへ** ボタンをクリックすると、確認メッセージの後に、入力に誤りがある場合はエラーが表示されます。
赤色の項目は、**必ず、✕のエラーメッセージに沿って修正**してください。
黄色の項目は、**⚠のメッセージを確認し、必要に応じて修正**してください。

回答の一時保存 : 表示している画面の回答内容を一時保存します。

一時保存した回答の取得 : 一時保存した回答を呼び出して回答を再開します。

調査票一覧へ : 上の⑥の画面に戻ります。

次ページへ : 次のいし前の頁に進みます。進む前に、表示している画面の回答内容をチェックし、エラーがある場合はエラー内容を表示します。

注意

ブラウザの「戻る」や「進む」のボタンで画面を移動すると正常に画面が表示されません。
必ず、前ページへ や 次ページへ ボタンをクリックして画面を移動してください。

注意

セキュリティの関係上、一定時間(約50分)経過すると、自動的に接続が遮断され、未保存の回答が消えてしまいます。
以下のダイアログが表示されたら、

回答の一時保存 ボタンをクリックして、回答を一時保存することをお勧めします。

【回答内容一覧】があるページの回答のしかた

- 【回答内容一覧】で、回答を入力・修正したい行の「対象」ボタンを押すと(9)、【回答入力部】でその行のデータ(10)を入力・修正できるようになります。
- 【回答入力部】でデータの入力が終わったら、必ず1件ずつ **入力を反映** ボタンをクリック(11)して【回答内容一覧】に 入力内容を反映 してください。データを修正した個所は、(12)のように、黄色く表示されます。
- 平成30年調査にご回答いただいた法人については、【回答内容一覧】に平成30年調査のご回答内容を表示しています。現状と照らし合わせて誤り・変更がある場合は訂正し、未記入の欄には回答を記入してください。前回調査以降に取得した土地は、「所在地」が空欄の行を選択(9)して回答を入力してください。

【回答内容一覧】

5 件表示

No	対象	削除	所在地 ?	所有形態 ?	所有面積(mi) ?	貸付有無 ?	取得時期 ?	利用現況
1	☒	☐	埼玉県さいたま市西区〇町1丁目150001	2	12	2	2	令和5年1月1日時点
2	☐	☐	埼玉県さいたま市北区〇町2丁目1492	2	12	2	2	
3	☐	☐	埼玉県さいたま市大宮区〇町3丁目1483	3	123	1	3	
4	☐	☐	埼玉県さいたま市見沼区〇町4丁目1474	1	1234	2	4	

【回答入力部】

10 所在地 ?

埼玉県 さいたま市西区

〇町 1丁目 15000 1

11 土地の所有形態 ?

2:共有(3の場合を除く)

12 土地の所有面積 ?

1 mi

13 土地の貸付の有無 ?

1:貸法人以外の者へ貸している

14 土地の取得時期 ?

1:昭和25年以前

15 土地の利用現況・5年前の利用状況 ?

1:事務所 1:事務所

16 売却等・他の用途への転換予定 ?

3:上記のいずれも予定していない 予定時期

17 棚卸資産か否か ?

1:棚卸資産

18 信託受益権か否か ?

2:信託受益権ではない(通常の所有権)

11 入力を反映

前ページへ 回答の一時保存 一時保存した回答の取得 調査票一覧へ 次ページへ

※オンライン回答では、**調査票AⅢ-(1)** と **調査票AⅣ-(2)** はそれぞれ150件ずつまで、**調査票AⅢ-(2)** **調査票AⅢ-(3)** はそれぞれ30件ずつまで、**調査票B** は100件まで回答できます。それ以上の土地や建物を所有している場合は、28ページの「お問い合わせ窓口」にご連絡ください。回答方法をご案内します。

オンライン回答の推奨環境

オンラインでの回答には、以下の利用環境を推奨します。

最新の推奨環境は、「政府統計オンライン総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp/>) 」をご確認ください。

パソコンの環境	OS	Windows 10、11 (※1) macOS 最新バージョン
	ブラウザ	Firefox、Google Chrome、Microsoft Edge の各最新バージョン Safari 最新バージョン

※1 「デスクトップモード」の場合に限ります。

◆ 調査の対象

本調査票は、法人を調査対象としています。支店等も含めた法人全体の状況について回答してください。
会社法人の場合は連結子会社を含まない単体を対象とします。
※土地をお持ちでない場合もご回答いただく項目があります。

◆ 回答提出の方法

- 令和5年1月1日時点での土地・建物の所有状況等について回答してください。令和5年1月1日時点で建築中の建物も調査の対象に含まれますので、ご注意ください。
- 土地・建物をお持ちでない場合は、
 - 調査票AⅡ 8** 土地・建物の所有の有無
 - 調査票CⅡ 8** 売買以外による土地の移動の有無
 に回答してください。
- 次の場合には、その旨を調査票の第1面右上に朱書きして提出いただくか、28ページの「お問い合わせ窓口」にご連絡ください。
 - ◆ 清算手続きを完了した
 - ◆ 合併等により消滅した
 - ◆ 法人格を有しない
 - ◆ 調査依頼状が複数届いた
- 紙の調査票でご回答いただく場合は、以下にご留意ください。
 - ◆ 黒の鉛筆又はボールペンを利用し、はっきり記入してください。
 - ◆ 多くの土地や建物を保有していて、送付した調査票に書き切れない場合は、28ページの「お問い合わせ窓口」にご連絡ください。追加の調査票をお送りします。
 - ◆ 回答が終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。切手は不要です。

◆ 紙調査票の記入欄に印字されている場合

- 前回の平成30年調査にご回答いただいた法人については、その回答をあらかじめ青字で印字してあります。
 - ◆ 現状と照らし合わせ、誤り・変更がある場合は、二重線で消し、訂正してください。
 - ◆ 前回調査時以降に売却等をした土地・建物は二重線で消し、訂正してください。
 - ◆ 前回調査時以降に取得した土地・建物は、空欄に記入してください。
 - ◆ 印字をしていない項目は、あらためて記入してください。記入漏れに特にご注意いただきたい項目には**薄黄色のマーカ**を引いております。
- ◆ 前回ご回答いただいた法人であっても、社名変更・合併等により同一法人であることが確認できなかった場合等には印字しておりません。
- 回答欄に「*」（アスタリスク）が印字されている場合は、その設問の回答は不要です。「*」（アスタリスク）が印字されていない設問について回答してください。

7 支所・支社・支店の数 ●当てはまる番号を○で囲み、支所・支社・支店の数を記入してください。 ●支所・支社・支店には、工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	支所・支社・支店が * ある * ない 千 百 十 一 * * * * 箇所	回答不要です
Ⅱ 売買以外による土地の移動状況について (令和4年1年間)		
「調査票の回答のしかた」P15をご覧ください。		
8 売買以外による土地の移動の有無 ●当てはまる番号を○で囲んでください。 ●令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の売買以外による土地の移動の有無及び増分・減分の主な理由と面積を㎡単位で記入してください。	① 売買以外による土地の移動がある（合併、相続、寄付等） ●増分（主な理由： ）（面積： ）㎡ ●減分（主な理由： ）（面積： ）㎡ ② 売買以外による土地の移動はない	回答してください

オンラインによる回答のしかた	1
調査の対象・回答提出方法	4

調査票Aが入っている場合

調査票A I 貴法人について（全法人対象）	6
調査票A II 土地・建物の所有の有無（全法人対象）	7
調査票AⅢ-(1) 宅地など（農地・林地以外の土地）を所有している場合	8
調査票AⅢ-(2) 農地・林地（棚卸資産）を所有している場合	10
調査票AⅢ-(3) 農地・林地（棚卸資産以外）を所有している場合	10
調査票AⅣ-(1) 延べ床面積200㎡未満の建物を所有している場合 ※棚卸資産上の建物は除く	11
調査票AⅣ-(2) 延べ床面積200㎡以上の建物を所有している場合 ※棚卸資産上の建物は除く	12

調査票Bが入っている場合

調査票B 特殊な用途の土地について	14
-------------------	----

調査票Cが入っている場合

調査票C I 貴法人について（調査票Aが入っていない法人のみ）	6
調査票C II 売買以外による土地の移動状況（令和4年1年間）（全法人対象）	15
調査票C III 9～11に土地が印字されている場合	15

業種分類表（調査票A I 5、調査票C I 5 用）	17
土地・建物の利用現況分類表（調査票AⅢ-(1) 15、調査票AⅣ-(2) 29 用）	20
土地の状況分類表（調査票C II 10 用）	22
よくあるお問い合わせ	23
法人土地・建物調査からわかること	25
回答提出の前にご確認ください	28
お問い合わせ窓口	28

調査票A I 貴法人について

調査票C I 貴法人について

調査票A、もしくは調査票Cの「I. 貴法人について」が該当します。調査票Aと調査票Cの双方がある場合は、Aのみご回答ください（その場合、調査票Cの該当部分は「*」（アスタリスク）が印字されています）。
該当部分に「*」（アスタリスク）がなく、調査票Aか調査票Cのいずれかのみお手元にある場合は、回答してください。

1 法人の名称及び法人番号

法人番号は、国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) でも確認できます。

5 業種

業種名及び業種コードは、17ページの業種分類表を参照してください。

6 常用雇用者数

支所・支社・支店を含めた法人全体の常用雇用者数について回答してください。
常用雇用者とは、期間を定めずに雇用している人もしくは1か月を超える期間を定めて雇用している人をいいます。

7 支所・支社・支店の数

以下については、支所・支社・支店の数に含めません。

- 海外にある支所・支社・支店、子会社などのグループ企業の事業所
- フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合
- 百貨店やスーパーマーケットの中にある消化仕入をしている売場
- ATMやコインランドリーなどの無人の店舗、ボランティアなど、無給の従業員のみで事業を行っている場合、建築現場や建設業における現場事務所など

 ご注意ください	●この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。	フリガナ	コクド	タロウ
	●秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。	記入者氏名	国土 太郎	
	●この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。	部署名	経理部経理課	
	●オンラインでのご回答が便利です。「調査票の回答のしかた」をご覧ください。	電話番号	03-0987-6542	(内線: 12345)

I 貴法人について (令和5年1月1日現在)

「調査票の回答のしかた」P6をご覧ください。

1 法人の名称及び法人番号 ●名称が異なっている場合は訂正してください。 ●法人番号を記入してください。	フリガナ コクドコウツウデンキ 法人の名称 国土交通電気(株) 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																				
2 法人の本所・本社・本店の所在地 ●所在地が異なっている場合は訂正してください。	東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都千代田区霞が関2-1-3																				
3 組織形態 ●組織形態が異なっている場合は訂正してください。 ●その他の会社以外の法人には、独立行政法人、公社、社団・財団法人、信用金庫、共済組合等が含まれます。	<table border="1"> <tr> <td>① 株式会社・有限会社</td> <td>⑤ 社会福祉法人</td> <td>⑨ 各種協同組合</td> </tr> <tr> <td>② 合名会社・合資会社</td> <td>⑥ 学校法人</td> <td>⑩ その他の会社以外の法人</td> </tr> <tr> <td>③ 合同会社</td> <td>⑦ 医療法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 相互会社</td> <td>⑧ 宗教法人</td> <td></td> </tr> </table>	① 株式会社・有限会社	⑤ 社会福祉法人	⑨ 各種協同組合	② 合名会社・合資会社	⑥ 学校法人	⑩ その他の会社以外の法人	③ 合同会社	⑦ 医療法人		④ 相互会社	⑧ 宗教法人									
① 株式会社・有限会社	⑤ 社会福祉法人	⑨ 各種協同組合																			
② 合名会社・合資会社	⑥ 学校法人	⑩ その他の会社以外の法人																			
③ 合同会社	⑦ 医療法人																				
④ 相互会社	⑧ 宗教法人																				
4 資本金、出資金又は基金の額 ●「3 組織形態」が1～4の場合、資本金、出資金又は基金の額を記入してください。	<table border="1"> <tr> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>万円</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円				1	3	0	0	0	0	
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円												
			1	3	0	0	0	0													
5 業種 ●業種が異なっている場合は、「調査票の回答のしかた」の業種分類表を参考に、業種名及び業種コードを訂正してください。	<table border="1"> <tr> <th>業種コード</th> <th>業種名</th> </tr> <tr> <td>1 2 2 2</td> <td>電気機械器具製造業 電気業</td> </tr> </table>	業種コード	業種名	1 2 2 2	電気機械器具製造業 電気業																
業種コード	業種名																				
1 2 2 2	電気機械器具製造業 電気業																				
6 常用雇用者数 ●貴法人全体の常用雇用者数について、当てはまる番号を○で囲んでください。	<table border="1"> <tr> <td>① 4人以下</td> <td>⑤ 30～49人</td> <td>⑨ 1,000～1,999人</td> </tr> <tr> <td>② 5～9人</td> <td>⑥ 50～99人</td> <td>⑩ 2,000～4,999人</td> </tr> <tr> <td>③ 10～19人</td> <td>⑦ 100～299人</td> <td>⑪ 5,000人以上</td> </tr> <tr> <td>④ 20～29人</td> <td>⑧ 300～999人</td> <td></td> </tr> </table>	① 4人以下	⑤ 30～49人	⑨ 1,000～1,999人	② 5～9人	⑥ 50～99人	⑩ 2,000～4,999人	③ 10～19人	⑦ 100～299人	⑪ 5,000人以上	④ 20～29人	⑧ 300～999人									
① 4人以下	⑤ 30～49人	⑨ 1,000～1,999人																			
② 5～9人	⑥ 50～99人	⑩ 2,000～4,999人																			
③ 10～19人	⑦ 100～299人	⑪ 5,000人以上																			
④ 20～29人	⑧ 300～999人																				
7 支所・支社・支店の数 ●当てはまる番号を○で囲み、支所・支社・支店の数を記入してください。 ●支所・支社・支店には、工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	<table border="1"> <tr> <td>支所・支社・支店が</td> <td>① ある →</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>一</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② ない</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> </tr> </table>	支所・支社・支店が	① ある →	千	百	十	一	箇所		② ない				9							
支所・支社・支店が	① ある →	千	百	十	一	箇所															
	② ない				9																

調査票A II 土地・建物の所有状況について

8 土地・建物の所有の有無

- 不動産登記簿や固定資産の明細書等を参考に回答してください。
- なお、固定資産課税台帳には非課税地は掲載されませんが本調査では非課税地も含めて回答してください。
- 令和5年1月1日現在で**建築中の建物**も「所有している」とみなし、調査の対象としています。

II 土地・建物の所有状況について

「調査票の回答のしかた」P7をご覧ください。

8 土地・建物の所有の有無

- 令和5年1月1日現在における、土地・建物の所有の有無を○で囲んでください。
- 令和5年1月1日時点で建築中の建物も「所有している」と見なします。
- なお、信託されている土地・建物については、その土地・建物の信託受益権を有している法人が所有しているものとします。

① 土地・建物とも所有していない → **調査票C** が同封されている法人はお進みください。

② 建物のみ所有している → **IV** にお進みください。

③ 土地のみ所有している

④ 土地・建物ともに所有している

9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況

- 当てはまる番号を○で囲んでください。

① 貴法人が単独で所有している

② 貴法人が他の法人・個人と共有している

③ 貴法人以外が所有している

・土地又は建物を所有する場合は、**III** と **IV** に進み、土地と建物それぞれの種類に応じてご記入ください。

調査票A III 貴法人が所有する土地について

調査票A III-(1) 宅地など

調査票A III-(2) 農地・林地のうち棚卸資産

調査票A III-(3) 農地・林地のうち棚卸資産以外の土地

調査票B 特殊な用途の土地 (**調査票B** が同封されている法人のみ)

調査票A IV 貴法人が所有する建物について

調査票A IV-(1) 工場敷地以外にある建物 (延べ床面積200㎡未満)

調査票A IV-(2) 工場敷地以外にある建物 (延べ床面積200㎡以上)

対象外 棚卸資産の宅地など、農地・林地、特殊な用途の土地にある建物

・その際、土地の面積、建物の延べ床面積は、①現況の面積、②森林簿(林地)、③固定資産課税台帳、④不動産登記簿、⑤建築確認申請書(建物)の優先順位に従って記入してください。

・単位は、「㎡」を用いてください。㎡で管理されていない場合は、1反=992㎡、1坪=3.3㎡などで換算してください。

・土地・建物とも所有していない場合は、以降の **調査票A**、**調査票B** の記入は不要です。**調査票C** が同封されている場合は、お進みください。

・多くの土地や建物を保有していて、送付した調査票に書き切れない場合は、28ページの「お問い合わせ窓口」にご連絡下さい。追加の調査票をお送りします。

調査票A Ⅲ－(1) 宅地などについて

1 区画の土地とは

- 「1 区画の土地」とは、1 つの用途に使っているまとまった土地のことです。不動産登記簿上、一筆の土地でなくても、一体的に利用されている場合は 1 つの区画として回答してください。
- ただし、一体的に利用している場合であっても、道路等で隔てられている場合は別々の区画として回答してください。
- また、所有している土地の一部を他人に貸し付け、別に利用されている場合は、貸し付けている部分は別々の区画として回答してください。貸し付け先が複数者である場合、貸し付け先毎に 1 つの区画として回答してください。

11 土地の所有形態

- 建物の一部を他の法人や個人と共同で区分所有している場合は「3. 建物の区分所有による土地の共有」とします。
- 分有(法人の所有する 1 つの建物の敷地等が、複数の所有者がそれぞれ単独で所有する複数の土地からなっている)の場合は「2. 共有」とします。
- ただし、その分有している土地の上にある建物の一部を区分所有している場合は「3. 建物の区分所有による土地の共有」とします。

13 土地の貸付の有無

借地権が設定されていなくても、実質的に貸していれば、「1. 貴法人以外の者へ貸している」ものとします。貴法人の福利厚生施設の用に供している場合、駐車場や貸別荘等として経営している場合、貴法人以外の者に委託して駐車場経営をしている場合は、「2. 貸していない」ものとします。

14 土地の取得時期

取得時期とは、土地の引渡しを受けた時期を指します。

Ⅲ－(1) 宅地などについて

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

- 所有する宅地など(農地・林地以外の土地)について、利用の単位となっている 1 区画の土地ごとに記入してください。
- 本所・本社・本店の土地についても忘れずに記入してください。

「調査票の回答のしかた」P 8・9 をご覧ください。

10 所在地

- 貴法人が所有する宅地などの所在地について、原則として**地番**で記入してください。
- 所有する「1 区画の土地」が複数の筆に分かれており、番地等が異なる場合は、代表的な番地もしくは、最も若い番地を記入してください。

11 土地の所有形態

- 土地の所有形態について、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 単独所有
2. 共有(3 の場合を除く)
3. 建物の区分所有による土地の共有

12 土地の所有面積

- 土地の所有面積について記入してください。
 - 共有及び区分所有の場合は、貴法人の**持分の面積**を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下 2 桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

13 土地の貸付の有無

- 土地を自ら使用しているのか、貸しているのかについて、当てはまる番号を○で囲んでください。
- 土地の上に自ら所有する建物がある場合**は、その建物を貴法人以外の者に貸している場合でも、2 を選択してください。
- 土地を貸駐車場や貸別荘等として使用している場合**も、2 を選択してください。

1. 貴法人以外の者へ貸している
2. 貸していない

14 土地の取得時期

取得時期

- 土地の引渡しを受けた時期について、当てはまる番号を以下より選択してください。
- 取得時期が複数期間にわたる場合は主要な部分を取得した時期を選択してください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 昭和 25 年以前 | 10. 平成 23～27 年 |
| 2. 昭和 26～35 年 | 11. 平成 28 年 |
| 3. 昭和 36～45 年 | 12. 平成 29 年 |
| 4. 昭和 46～55 年 | 13. 平成 30 年 |
| 5. 昭和 56～平成 2 年 | 14. 令和元年 |
| 6. 平成 3～7 年 | 15. 令和 2 年 |
| 7. 平成 8～12 年 | 16. 令和 3 年 |
| 8. 平成 13～17 年 | 17. 令和 4 年 |
| 9. 平成 18～22 年 | |

予め印字されている場合

10 所在地	11 土地の所有形態	12 土地の所有面積
都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地 東京都 千代田区 霞が関 2丁目 1-3	① ② ③ 1 2 3	1ha 10a m ² 2 7 0 2 4 6

印字していない項目は記入してください。誤り・変更がある場合は訂正してください。詳細は4ページを参照してください。

記入欄が不足する場合

1 冊目

10 所在地	11 土地の所有形態	12 土地の所有面積
都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地 埼玉県 所沢市 並木 1丁目 1-1	① ② ③ 1 2 3	1ha 10a m ² 6 4 2

まず、お届けしている調査票(1 冊目)の記入欄が埋まるまで記入してください。

2 冊目
(追加の調査票の 1 冊目)

10 所在地	11 土地の所有形態	12 土地の所有面積
都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地 東京都 目黒区 上目黒 2丁目 19-15	① ② ③ 1 2 3	1ha 10a m ² 1 0 5 0

記入欄が不足する分は、28ページのお問い合わせ窓口にて電話して、追加の調査票を取り寄せて記入してください。

15 土地の利用現況・5年前の利用状況

14の回答が「1. 昭和25年以前」から「12. 平成29年」の場合のみ、5年前の利用状況を回答してください。20ページの調査票A 土地・建物の利用現況分類表を参考に、回答してください。

16 売却等・他の用途への転換予定

土地の一部を売却する（転換する）などの場合は、最も面積の大きいものを選び回答してください。【売却等】を予定、または【他の用途への転換】を予定している場合は、予定時期についてもお答えください。

17 棚卸資産か否か

- **棚卸資産**とは、他者への売却を目的として所有している土地を指し、例えば、不動産取引による商品としての土地や投資用マンションの敷地等を指します。
- **棚卸資産以外の土地**とは、貴法人の事業のために必要な自社用、事業所用、工場用、賃貸用土地のほか、社宅、福利厚生施設用の土地等、事業用資産、有形固定資産としての土地が該当します。

18 信託受益権か否か

信託とは、所有者が所有する土地等の資産を信託銀行等に移転し、その信託銀行等がその資産を所有者の設定した目的に従って管理・処分することを指し、**信託受益権**とはその管理・処分した際に得られる利益を受け取る権利のことを指します。本調査では、信託されている土地については、その土地の信託受益権を有している主体の所有土地とします。

15 土地の利用現況・5年前の利用状況

- 土地の主な用途について、当てはまる番号を以下より一つ選択してください。
- 13又は21に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。
- 建築中で土地の用途が不明の場合は13を選び、カッコ内に建築中と記入してください。
- 造成中で土地の用途が不明の場合は21を選び、カッコ内に造成中と記入してください。
- 5年前の利用状況は平成29年以前に取得した土地の平成30年1月1日時点の利用状況。

【建物】

1. 事務所
2. 店舗
3. 工場
4. 倉庫
5. 社宅・従業員宿舎
6. その他の福利厚生施設
7. 社宅・従業員宿舎以外の住宅（賃貸用住宅等）
8. ホテル・旅館
9. 文教用施設
10. 宗教用施設
11. 医療施設・福祉施設
12. ビル型駐車場
13. その他の建物

【建物以外】

14. 駐車場
15. 資材置場
16. グラウンド等の福利厚生施設
17. ゴルフ場・スキー場・キャンプ場
18. 貯水池・水路
19. 文教用地
20. 宗教用地
21. その他

【利用していない】

22. 利用できない建物（廃屋等）
23. 空き地（未着工の建設予定地を含む）

16 売却等・他の用途への転換予定

- 今後の【売却等】や【他の用途への転換】の予定について当てはまる番号を一つ選択してください。
- 【売却等】には、贈与や寄付も含まれます。
- 一つの土地で、複数の予定がある場合には、直近に予定しているものを一つ選択してください。

1. 【売却等】を予定
2. 【他の用途への転換】を予定
3. 上記のいずれも予定していない

予定時期

- 【売却等】や【他の用途への転換】を予定している方に伺います。【売却等】や【他の用途への転換】の予定時期に当てはまる番号を選択してください。

1. おおむね1年以内に予定
2. おおむね5年以内に予定
3. おおむね5年より先に予定又は時期は決まっていない

17 棚卸資産か否か

- 棚卸資産か否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。
- 1. 棚卸資産
- 2. 棚卸資産以外（有形固定資産）

18 信託受益権か否か

- 土地の所有が信託受益権によるものか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。
- 1. 信託受益権
- 2. 信託受益権ではない（通常の所有権）

13	14	15	16	17	18
① 取得時期 ② 8	利用現況 13 (公会堂)	5年前の利用状況 19 ()	売却・転換 1	予定時期 1	棚卸資産 ① ② 信託受益権 ① ②

13	14	15	16	17	18
① 取得時期 ② 10	利用現況 1 ()	5年前の利用状況 ()	売却・転換 3	予定時期 ()	棚卸資産 ① ② 信託受益権 ① ②

13	14	15	16	17	18
① 取得時期 ② 10	利用現況 15 ()	5年前の利用状況 4 ()	売却・転換 2	予定時期 ()	棚卸資産 ① ② 信託受益権 ① ②

調査票A Ⅲ－(2)(3) 農地・林地について

農地とは

- 耕作の目的に供される田、樹園地、畑及び飼料用や肥料用のための採草又は家畜の放牧の目的に供される採草放牧地等のことで、このうち、肥培管理を行って作物を栽培している土地について回答します。また、現在は耕作されていなくても、客観的に見て、耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地(休耕地)も「農地」に含みます。
- ただし、肥培管理を行っていない採草放牧地等は「農地」に含めず、「宅地など」とします。また、家庭菜園は肥培管理を行っていても「農地」ではありません。家庭菜園の土地は、「宅地など」に該当します。

林地とは

- 木竹が集団して育成している土地及び用材、薪炭材、竹林、その他の林産物を集団的に生育させるために用いている土地のことです。
- 樹木が生えていても、果樹園や庭園は「林地」とはなりません。果樹園は「農地」、庭園は「宅地など」に該当します。また、山間部で鉱業を行っている場合も「宅地など」に該当します。

Ⅲ－(2) 農地・林地のうち、棚卸資産について

(令和5年1月1日現在)

「調査票の回答のしかた」
P10をご覧ください。

所有する農地・林地のうち、棚卸資産(他者への販売を目的として所有している土地)について、市区町村ごとにまとめて記入してください。

19 所在地

- 農地・林地が所在する市区町村名を記入してください。

20 土地面積の合計

- 他の法人又は個人と共有している場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。
小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

所在地	都道府県	市郡	区町村	農地	他	1ha 万	10a	㎡	林地	他	1ha 万	10a	㎡	
1	茨城県	稲敷郡	阿見町				1	2	0					☒
2	埼玉県	比企郡	滑川町									3	2	5 ☒

Ⅲ－(3) 農地・林地のうち、棚卸資産以外の土地について

(令和5年1月1日現在)

「調査票の回答のしかた」
P10をご覧ください。

所有する農地・林地のうち、棚卸資産以外の土地(有形固定資産)について、市区町村ごとにまとめて記入してください。

21 所在地

- 農地・林地が所在する市区町村名を記入してください。

22 土地面積の合計

- 他の法人又は個人と共有している場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。
小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

1	所在地	都道府県	市郡	区町村						農地	他				1ha	10a			3	5	0	㎡	林地	他				1ha	10a			㎡	☒
		東京都	調布市																														
2	所在地	都道府県	市郡	区町村						農地	他				1ha	10a						㎡	林地	他				1ha	10a			㎡	☒
		宮城県	仙台市	青葉区																									4	5	5		

調査票A IV - (1) 延べ床面積200㎡未満の建物について

23 延べ床面積200㎡未満の建物棟数・工場敷地数・合計延べ床面積

- 所有する建物のうち、延べ床面積が200㎡未満のもの(工場敷地にある建物は工場敷地ごとの合計延べ床面積が200㎡未満のもの)について回答してください。
- 棚卸資産の土地、農地・林地、特殊な用途の土地上の建物は含めません。
- 延べ床面積が200㎡以上の建物(工場敷地にある建物は工場敷地ごとの合計延べ床面積が200㎡以上のもの)は、**IV - (2)** に回答してください。
- **工場**とは、物品の製造(改造又は加工を含む。)又は修理を行う建物をいいます。
- 令和5年1月1日現在で建築中の建物は、竣工後の面積・用途(工場を含む場合は工場敷地にある建物とする)等にて回答してください。

IV - (1)

延べ床面積200㎡未満の建物について

(令和5年1月1日現在)

「調査票の回答のしかた」
P11をご覧ください。

- 所有する建物のうち、延べ床面積が200㎡未満の建物について、以下のとおり記入してください。
 - 共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

23 延べ床面積200㎡未満の建物棟数・工場敷地数・合計延べ床面積

工場敷地以外にある建物	●延べ床面積が200㎡未満の建物について、 棟数 を記入してください。						●建物の合計延べ床面積を記入してください。						
	建物棟数						合計延べ床面積(㎡)						
	万	千	百	十	一	棟	百万	万	千	百	十	一	㎡
				2						2	8	0	
工場敷地にある建物	● 工場敷地ごとの建物の合計延べ床面積が200㎡未満の建物 について、 工場敷地数 を記入してください。						●建物の合計延べ床面積を記入してください。						
	工場敷地数						合計延べ床面積(㎡)						
	万	千	百	十	一	敷地	百万	万	千	百	十	一	㎡
				1						1	8	0	

調査票A IV - (2) 延べ床面積200㎡以上の建物について

- 所有する建物（24 25 26）について、工場敷地以外にある建物は1棟ごとに、工場敷地にある建物は工場敷地ごとにまとめて、回答してください。
- 工場敷地にある建物は工場敷地ごとにまとめて回答してください。
 - － 27 28はそのうち面積が最も大きな建物で回答してください。
 - － 29は工場を含む場合、主要な用途は「3. 工場」と回答してください。
 - － 30は工場敷地ごとにすべての建物の延べ床面積の合計を回答してください。
- 棚卸資産の土地、農地・林地、特殊な用途の土地上の建物は含めません。
- 延べ床面積が200㎡未満の建物（工場敷地にある建物は工場敷地ごとの合計延べ床面積が200㎡未満のもの）は、IV - (1) に回答してください。

24 所在地

- 一部でも敷地を所有し、「Ⅲ - (1) 宅地などについて」で回答している場合は、ここでの記入欄の左端の枠内に、「Ⅲ - (1) 宅地などについて」での敷地の通し番号を記入してください。

25 敷地の権原

定期借地とは、借地借家法により規定される借地権で、通常の借地権とは異なり、契約時に定めた一定の期間が満了すると、確定的に借地契約が終了して、以後、更新が原則となっていないものをいいます。

26 延べ床面積

- 工場敷地にある建物は、工場敷地内の(複数の)建物の合計延べ床面積を回答してください。
- 区分所有建物の延べ床面積は、専有面積に共用部分の面積を専有面積割合で按分した面積を加えた面積（専用面積とも呼ぶ）を回答してください。

24 所在地

- 当該建物の敷地を一部でも所有している場合は、Ⅲ - (1) 「10 所在地」の通し番号を左端の枠内に記入してください。所在地の記入は不要です。
- 敷地が借地である場合は、所在地を、原則として地番で記入してください。

25 敷地の権原

- 建物の敷地の主な権原形態について、当てはまる番号を以下より一つ選択してください。

1. 単独所有
2. 共有（3の場合を除く）
3. 建物の区分所有による土地の共有
4. 普通借地（5の場合を除く）
5. 定期借地

26 延べ床面積

- 建物の延べ床面積について記入してください。
 - 共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

27 構造

構造

- 建物の構造について、当てはまる番号を以下より一つ選択してください。
- 複数の構造が混在している場合は、面積の最も大きい構造を選択してください。
- 6に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。

1. 木造
2. 鉄骨鉄筋コンクリート造
3. 鉄筋コンクリート造
4. 鉄骨造
5. コンクリートブロック造
6. その他（石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造など他の分類に該当しない構造のもの）

階数

- 構造が2～4の場合、建物の地上階数、地下階数について記入してください。地下階がない場合は0を記入してください。

予め印字されている場合

24 所在地										25 敷地の権原										26 延べ床面積										27 構造									
1	5	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	1	延べ床面積	万	4	5	2	㎡	構造	3	6.その他	()																				

印字していない項目は記入してください。記入漏れにご注意いただきたい項目には薄黄色のマーカーを引いております。詳細は4ページを参照してください。

追加の調査票を取り寄せた場合

24 所在地										25 敷地の権原										26 延べ床面積										27 構造									
3	2-3	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	1	延べ床面積	万	1	1	1	0	㎡	構造	2	6.その他	()																			

例えば、冊目番号2のⅢ - (1)の3番目の土地にある場合は、記入欄の左端の枠内に2-3と記入してください。
※冊目番号は、調査票Aの1ページ目の右上に記載があります。調査票追加の場合は、2以降の番号が振っておりますので、お手元の調査票をご確認ください。

27 構造

- **木造** 主要構造部が木造のもの。なお、木造モルタル塗り及び土蔵を含む。
- **鉄骨鉄筋コンクリート造** 主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。
- **鉄筋コンクリート造** 主要構造部が型枠の中に鉄筋を組み、コンクリートを打ち込んで一体化した構造。
- **鉄骨造** 主要な骨組みが鉄骨造又はその他の金属で造られたもの。軽量鉄骨造も本分類に含む。
- **コンクリートブロック造** 鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの。なお、外壁ブロック造も含む。

28 建築時期

- **新耐震基準**とは、昭和56年6月1日に改正された建築基準法で導入された耐震基準をいいます。
- 新耐震基準を満たしているか分からない場合は、当該建物の構造計算、建築確認、施工を行った方に確認していただくか、「3. 未確認」を選択してください。
- 建物が増改築されている等で、新耐震基準を満たした部分と満たしていない部分がある場合は、どちらか面積の大きい方の耐震基準について回答してください。
- 令和5年1月1日現在で建築中の建物は「17. 令和4年」を選択してください。

29 建物の利用現況

- 20ページの土地・建物の利用現況分類表を参考に回答してください。

31 信託受益権か否か

9ページ

Ⅲ-(1)

18 参照

28 建築時期

建築時期

- 建物が完成した時期について、当てはまる番号を以下より選択してください。
- 建物が増改築されている場合は、増改築した部分としていない部分のどちらか面積の大きい方について、当てはまる番号を以下より選択してください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 昭和25年以前 | 10. 平成23～27年 |
| 2. 昭和26～35年 | 11. 平成28年 |
| 3. 昭和36～45年 | 12. 平成29年 |
| 4. 昭和46～55年 | 13. 平成30年 |
| 5. 昭和56～平成2年 | 14. 令和元年 |
| 6. 平成3～7年 | 15. 令和2年 |
| 7. 平成8～12年 | 16. 令和3年 |
| 8. 平成13～17年 | 17. 令和4年 |
| 9. 平成18～22年 | |

新耐震基準

- 建築時期が1～4の場合、新耐震基準を満たしているか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 新耐震基準を満たしている
2. 新耐震基準を満たしていない
3. 未確認

29 建物の利用現況

主要な用途

- 建物の主要な用途について、当てはまる番号を以下より一つ選択してください。
- 14に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。

副次的用途

- 副次的な用途がある場合は、当てはまる番号を以下より二つまで選択してください。
- 14に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。

1. 事務所
2. 店舗
3. 工場
4. 倉庫
5. 社宅・従業員宿舎
6. その他の福利厚生施設
7. 社宅・従業員宿舎以外の住宅（賃貸用住宅等）
8. ホテル・旅館
9. 文教用施設
10. 宗教用施設
11. 医療施設・福祉施設
12. 貸会議室・シェアオフィス（コワーキングスペース等）
13. ビル型駐車場
14. その他の建物
15. 利用できない建物（廃屋等）

30 建物の貸付等（貸付目的での所有の有無等）

貸付の有無

- 建物について、貸室等賃貸借契約に基づく貸付を目的とした所有部分があるか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 貸付目的で所有している部分がない（すべて自家利用目的での所有）
2. 貸付目的で所有している部分がある

貸付目的面積

- 貸付の有無が2の場合、貸付目的で所有している面積について記入してください。

現在貸付面積

- 貸付の有無が2の場合、実際に貸し付けている面積（賃貸借契約における契約面積）について記入してください。
- 実際の貸付がない場合は0を記入してください。

31 信託受益権か否か

- 建物の所有は、信託受益権によるものか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 信託受益権
2. 信託受益権ではない（通常の所有権）

27		28		29		30		31				
2～4の場合	地上 10階 地下 1階	建築時期 3	1～4の場合	新耐震基準 ① ② ③	主要な用途 1	副次的用途 2 3	14. その他 ()	貸付の有無 ① ②	2の場合	貸付目的面積 万 302㎡ 現在貸付面積 万 242㎡	信託受益権か否か ① ②	①

2～4の場合	地上 20階 地下 0階	建築時期 3	1～4の場合	新耐震基準 ① ② ③	主要な用途 1	副次的用途 2	14. その他 ()	貸付の有無 ① ②	2の場合	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① ②	①
--------	-----------------	--------	--------	-------------	---------	---------	-------------	-----------	------	--------------------------	--------------	---

調査票B 特殊な用途の土地について

特殊な用途の土地とは

- 電気業、ガス業、電気通信業、放送業及び鉄道業を営む法人が所有する特定の用途に用いられる土地、道路用地、水路用地をいいます。 **調査票A** ではなく、 **調査票B** にご記入ください。 **調査票B** がお手元ない場合は、 **調査票A** にご記入ください。
- 以下については、 **調査票B** 特殊な用途の土地に該当しません。 **調査票A Ⅲ-(1)** 宅地などに記入してください。
 - ・電気業、ガス業、電気通信業、放送業、鉄道業等における本社、広報施設等用地
 - ・放送業におけるスタジオ等用地
 - ・鉄道業における駅ビル（商業・オフィス利用）等用地

調査票B 特殊な用途の土地について

（令和5年1月1日現在）

- 所有する以下の用途の土地について、都道府県ごと、土地の用途ごとにまとめて記入してください。

「調査票の回答のしかた」P14をご覧ください。

1 所在地

- 土地が所在する都道府県名を記入してください。

2 土地の用途

- 土地の用途について、当てはまる番号を記入してください。

- 電気業における送配電施設用地
- 電気業における変電施設用地
- 電気業における発電所用地
- ガス業におけるガス供給施設用地
- 固定電気通信業・移動電気通信業における通信施設用地
- 放送業における放送施設用地（送信所、中継所のみ。本社施設・設備やスタジオ等は除く）
- 鉄道業における停車場用地
- 鉄道業における鉄軌道等用地
- 鉄道業における鉄道林用地
- 道路用地（供用済用地）
- 道路用地（未供用用地）
- 水路用地

3 件数

- 「2 土地の用途」が1～7に当てはまる場合、土地の件数を記入してください。

4 土地面積の合計

- 土地の所有面積の合計を記入してください。
 - 他の法人又は個人と共有している場合は、**持分の面積**を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

所在地	都道府県	土地の用途	土地の用途	件数	土地面積の合計	土地面積	1ha	10a	㎡	
1	静岡県	1	上記の1～12のあてはまる番号を一つご記入ください。	6	1	2	0	0	0	0
2	愛知県	1	上記の1～12のあてはまる番号を一つご記入ください。	3	7	1	2	0	0	0
3	静岡県	10	上記の1～12のあてはまる番号を一つご記入ください。	1	2	0	0	0	0	0

調査票C II 売買以外による土地の移動状況について

8 売買以外による土地の移動の有無

- 合併、相続、寄付、交換、換地、競売による競落、造成等の要因で土地の面積（持分）の変動があった場合にその増分、減分それぞれに主な理由と変動面積を **㎡単位** で記入してください。
- 合併等による信託受益権の移動はここに含めてください。ただし、信託受益権の売買は含めず、**12** に含めてください。なお、**該当が無い場合は「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。**

▼ 合併による土地の取得1,200㎡、相続による取得300㎡の場合の記載例

8 売買以外による土地の移動の有無

- 当てはまる番号を○で囲んでください。
- 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の売買以外による土地の移動の有無及び増分・減分の主な理由と面積を **㎡単位** で記入してください。

① 売買以外による土地の移動がある（合併、相続、寄付等）

- 増分（主な理由：**合併**）（面積：**1,500** ㎡）
- 減分（主な理由： ）（面積： ㎡）

② 売買以外による土地の移動はない

調査票C III 土地の売買状況について

- 調査票の記入欄に示す売買した土地ごとに **9** ～ **11** について記入してください。
- 所有権移転登記情報をもとに、令和4年1年間に貴法人が購入した土地、売却した土地それぞれ最大10件について、所在地、面積、地目を印字しております。面積は、貴法人が購入・売却した持分について、小数点以下を四捨五入した整数で印字しております。

9 資産区分

- 事業用資産とは、貴法人の事業のために必要な自社用、事業所用、工場用、賃貸用土地のほか、社宅、福利厚生施設用の土地等、有形固定資産としての土地が該当します。
- 棚卸資産とは、他者への売却を目的として所有している土地を指し、例えば、不動産取引業による商品としての土地や投資用マンションの敷地等を指します。

10 土地の状況

- 登記上の地目によらず、22ページの調査票C 土地の状況分類表を参考に、売買した時点での状況に当てはまる番号を一つ記入してください。

● 下の欄に示す売買した土地ごとに **9** ～ **11** を記入してください。所在地、面積、地目は所有権移転登記情報をもとに印字しております。

9 資産区分

- 売買した土地が事業用資産であるか、棚卸資産であるか、選択してください。

- 事業用資産
- 棚卸資産

10 土地の状況

- 売買した時点での土地の状況を選択してください。

- 事務所等の利用可能な建物が建っていた
- 廃屋が建っていた
- 駐車場
- 資材置場
- 空き地
- 農地
- 林地
- その他

11 目的

- **購入目的** は以下から選択してください。

- 事務所、店舗（の用地）を購入
- 工場、倉庫（の用地）を購入
- 福利厚生施設（の用地）を購入
- 資材置場、駐車場を購入
- レジャー用地を購入
- 住宅（の用地）を購入
- 賃貸住宅（の用地）を購入
- 上記以外の用途に充てるため購入
- 規模拡大のため購入（利用目的未定）
- 土地投資のため購入

- **売却目的** は以下から選択してください。

- 自己が造成した住宅地（更地）の売却
- 自己が建築した建売住宅（用地）の売却
- 自己が建築したマンション（用地）の売却
- 1～3以外の販売用土地の売却
- 事業規模拡大・改善用資金を得るため売却
- 営業用資金を得るため売却
- 借入金の返済に充てるため売却
- 投資目的保有土地の売却
- 8以外の時価評価に伴う売却
- 公共用地となるため売却
- 上記以外の目的のため売却

		所在地	面積	地目	区分	9	10	11
						区資産	土地の状況	目的
購入した土地	1	東京都千代田区霞が関二丁目1番3	270 ㎡	宅地など	区資産	1	1	1
	2	東京都目黒区上目黒二丁目19番15	1,050 ㎡	宅地など	区資産	2	2	4
	3	秋田県秋田市山王四丁目1番1	2,400 ㎡	田畑	区資産	1	6	8
売却した土地	1	大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番44	1,236 ㎡	宅地など	区資産	1	5	10
	2		㎡		区資産			
	3		㎡		区資産			

12 1年間に購入・売却した土地の面積、帳簿価格及び売買区画数

購入・売却した土地の面積

- 貴法人が購入・売却した持分を千㎡単位で記入してください。
- 面積を1a、坪、反など㎡以外の単位で把握されている場合は、㎡単位に換算してから百㎡単位の位を四捨五入してください。
- 千㎡に満たない部分を四捨五入した結果、面積が0千㎡となる場合は、「0」と記入してください。なお、面積に該当が無い場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。

購入・売却した土地の帳簿価格

- 購入・売却した土地の帳簿上の価格を記入してください。百万円単位で記入してください。
- 売買価格ではありません。分譲マンションなど区分所有建物を売買したときも、土地価格のみを記入してください。
- 百万円に満たない部分を四捨五入した結果、帳簿価格が0百万円となる場合は、「0」と記入してください。なお、帳簿価格に該当がない場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。

売買区画数

- 区画とは、同一用途で使用している又は使用予定のまとまった土地をいいます。
 - ・ 売買する土地に建物(事務所、住宅、工場など)を建て、その建物を自ら使用している(使用予定の)場合には、その全体を「1区画の土地」とします。
 - ・ 共同ビル、分譲マンションなどの敷地は、1棟の敷地を「1区画の土地」とします。
 - ・ 複数の利用用途からなる一団の土地が一体として利用されており、かつ、別個のものとして分割できない場合には、その一団の土地として取りまとめることとし、「1区画の土地」とします。
(例:商業施設とその駐車場、ゴルフ場とクラブハウス・駐車場など)
- この場合、「1区画の土地」は必ずしも1筆の土地とは限らず、2筆以上の土地からなる場合もあります。また、1筆の土地が「2区画以上の土地」として利用される場合もあります。なお、該当がない場合は「空白」のままとし、「0」を記入しないでください。

		購入した土地				売却した土地			
事業用資産	面積	千㎡	価帳 格簿	百万円	区画 数	面積	千㎡	価帳 格簿	百万円
	面積	千㎡	価帳 格簿	百万円	区画 数	面積	千㎡	価帳 格簿	百万円
うち所有権は有しないが 信託受益権を有する土地	面積	4	千㎡	価帳 格簿	60	百万円	区画 数	1	区画
棚卸資産	面積	3	千㎡	価帳 格簿	77	百万円	区画 数	6	区画
うち所有権は有しないが 信託受益権を有する土地	面積	2	千㎡	価帳 格簿	39	百万円	区画 数	3	区画

調査票A・調査票C 業種分類表

業種コード	業種名	該当する事業の種類
01	農業	耕種農業(きのこ類の栽培を含む)、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業
02	林業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)、林業サービス業、その他の林業
03	漁業	海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
04	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)、その他の鉱業
05	総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
06	その他の建設業	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
07	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
08	繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・綱・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業
09	木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業(竹、とうを含む)、その他の木製品製造業(竹、とうを含む)
10	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
11	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
12	化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業
13	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業
14	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業
15	鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業
16	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業
17	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業
18	はん用・生産用・業務用機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業 農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業
19	電気機械器具製造業	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業

業種 コード	業種名	該当する事業の種類
20	輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業
21	その他の製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)、その他のプラスチック製品製造業、タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業、なめし革製造業、工業用革製品製造業、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業、貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業
22	電気業	電気業
23	ガス業、熱供給業、水道業	ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
24	通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業
25	放送業、映像・音声・文字情報制作業	公共放送業、民間放送業、有線放送業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
26	鉄道業	鉄道業
27	道路旅客運送業、道路貨物運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業
28	その他の運輸業、郵便業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)
29	卸売業	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業
30	小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業、呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業、各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業、自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業、通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業

業種 コード	業種名	該当する事業の種類
31	金融業	中央銀行、銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業、 貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関、 金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業、 補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業
32	保険業	生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
33	不動産業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、 不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
34	物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、 スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業
35	学術研究、専門・技術 サービス業	自然科学研究所、人文・社会科学研究所 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、 行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、 著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業、広告業、 獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、 その他の技術サービス業
36	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
37	飲食サービス業	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、 キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店、 持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
38	生活関連サービス業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、 その他の洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、 物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業
39	娯楽業	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、 遊戯場、その他の娯楽業
40	教育、学習支援業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、 各種学校、学校教育支援機関、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、 他に分類されない教育、学習支援業
41	医療業、保健衛生	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業、 保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
42	社会保険・社会福祉・ 介護事業	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
43	複合サービス事業	郵便局、郵便局受託業、 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）、事業協同組合（他に分類されないもの）
44	廃棄物処理業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
45	自動車整備業、 機械等修理業	自動車整備業、 機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
46	その他の事業サー ビス業	職業紹介業、労働者派遣業、 速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
47	宗教	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教
48	その他のサービス業	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体、 集会場、と畜場、他に分類されないサービス業（中央卸売市場、地方卸売市場）

調査票A 土地・建物の利用現況分類表

- 各項目には、当該項目に含まれる利用現況の説明と主な内容を例示しています。
- 当該項目に含まれるものは○印の記号で、他の項目に含まれるものは×印の記号で示しています。
- ×印で掲げた産業に続く[]内の番号は、その利用現況の本来の所属を示しています。
- ①～②③：9ページ Ⅲ-(1) 15 土地の利用現況・5年前の利用状況の番号
- ①～①⑤：13ページ Ⅳ-(2) 29 建物の利用現況の番号
- 造成中、建築中にあるものは、その建物・施設等の目的に応じて分類します。一時的に利用されていないが、将来利用されることが見込まれるものも、その建物・施設等の目的に応じて分類します。
- ただし、将来にわたっても利用される見込みがたっていない建物は、②⑤利用できない建物に分類します。

土地・建物の利用現況・状況		具体例
建 物	①①事務所	会社、団体等の事業活動のための事務を行う建物とその敷地 ○ オフィスビル、銀行、ATM、ラジオ・テレビ放送所、無線呼出局、コンピュータセンター、システムセンター、研修所・訓練所、会議室、技術研究所、研究開発施設、仮設事務所 × 学校、大学、幼稚園、図書館、博物館〔99〕、病院〔111〕、駅舎、バス・タクシーの営業所、動物実験場、観測所〔1314〕、自動車教習所の土地〔2〕、閉鎖済で今後も利用予定のない廃止事務所〔2215〕
	②②店舗	物品を陳列して販売する建物、飲食・娯楽等のサービスを提供する建物とその敷地 ○ 卸売店、小売店、ショッピングセンター、飲食店、美容院、映画館、ゲームセンター、パチンコ店、ボウリング場、フィットネスクラブ、塾、絵画教室、公衆浴場、スタジオ、貸スタジオ、ドライブイン、ガソリンスタンド、仮設店舗、空店舗、未入居の店舗 × 銀行〔11〕、体育館、住宅展示場、モデルルーム、卸売市場〔1314〕、中古車展示場〔2〕、廃屋〔2215〕
	③③工場	物品の製造(改造又は加工を含む。)又は修理を行う建物とその敷地 ○ 工場、自動車整備工場、工場付き貸地、未使用の工場、未着工の工業団地 × 自動車販売店に併設する自動車整備工場〔22〕、商品検査所〔44〕、鉱業所の建物〔1314〕、廃工場〔2215〕
	④④倉庫	物品を貯蔵又は保管する建物とその敷地、集出荷施設・荷捌き施設とその敷地 ○ 倉庫、資材庫・保管庫、容器置場、冷蔵庫、ボンベ庫、プロパンガス収納庫、LPガス貯蔵庫、石油貯蔵庫、油槽所、物品検査室、商品包装場、荷造り場、集配センター、青果物集出荷施設、トラックターミナル施設、貸倉庫、倉庫付き貸地、未使用の倉庫 × ビル型駐車場〔1213〕、豚舎〔1314〕、野積み場〔15〕
	⑤⑤社宅・従業員宿舎	社宅・従業員宿舎とその敷地 ○ 社宅、会社等の寮・寄宿舍 × 来客寮、客舎、ゲストハウス〔66〕、学校等の寮・寄宿舍〔99〕
	⑥⑥その他の福利厚生施設	社宅・従業員宿舎を除く福利厚生施設とその敷地 ○ 会社の保養所、会社の保健施設、会社の喫茶室、会社の娯楽施設、仮眠所 × 会社等の寮・寄宿舍〔55〕、一般的な保養所〔88〕、保健施設〔1111〕
	⑦⑦社宅・従業員宿舎以外の住宅(賃貸用住宅等)	社宅・従業員宿舎を除く住宅とその敷地 ○ 賃貸用の一戸建住宅、賃貸マンション、サービス付き高齢者向け住宅、分譲用住宅、賃貸住宅の管理人宅、社長宅、一時的な空き家 × 社宅・従業員宿舎〔55〕、有料老人ホーム〔1111〕、特定空き家〔2215〕
	⑧⑧ホテル・旅館	宿泊サービスを提供する建物とその敷地 ○ 旅館、ホテル、貸別荘、会員制のホテル、カプセルホテル、ペンション、コンドミニアム × 会社等の保養所〔66〕
	⑨⑨文教用施設	学校の校舎・体育館等の教育施設とその敷地、博物館・記念館等の文化施設とその敷地 ○ 学校の校舎・体育館・屋内プール、教育訓練施設、学校の寮、幼稚園、幼保連携型・幼稚園型子ども園、図書館、博物館、史料館、記念館、美術館 × 会社の研修所・訓練所〔11〕、塾〔22〕、保育所、保育所型・地方裁量子ども園〔1111〕
	⑩⑩宗教用施設	神社、寺、教会等、宗教に関する建物とその敷地 ○ 本殿、拝殿、本堂、会堂等の礼拝施設、地蔵堂 × 墓地、慰霊塔、慰霊碑〔20〕
	⑪⑪医療施設・福祉施設	病院等の医療施設・福祉施設とその敷地 ○ 病院、診療所、介護老人保健施設、老人福祉施設、保育所、保育所型・地方裁量子ども園、児童福祉施設、障害者施設 × 幼稚園、幼保連携型・幼稚園型子ども園〔99〕

土地・建物の利用現況・状況		具体例
建 物	⑫貸会議室・シェアオフィス(コワーキングスペース等)	一般的な賃貸借契約によらず、一定の時間(期間)の利用契約により、会議・打ち合わせ等を行う場所・設備や他者と空間(建物や部屋)を共有して執務する環境の提供を行うサービスのための建物 ○ 貸会議室、シェアオフィス(複数の事業者で同一の空間を共有する形態)、レンタルオフィス、コワーキングスペース、フレキシブルオフィス、貸自習室、貸セミナールーム、貸サテライトオフィス × ウィークリーマンション[⑧⑧]、トランクルーム[④④]
	⑫⑬ビル型駐車場	駐車場としてのみ使用される建物とその敷地 ○ ビル型駐車場・立体駐車場、車庫 × ショッピングセンター付置駐車施設[②②]、屋外駐車場[⑭]
	⑬⑭その他の建物	他に当てはまらない建物とその敷地、用途が決まっていない建物とその敷地 ○ スポーツ施設提供業の体育館・屋内プール、ゴルフ練習場、豚舎、変電所、都市ガス施設、熱供給施設、浄水場の建物、ゴミ焼却施設、駅舎、バス・タクシーの営業所、飛行場の建物、住宅展示場、モデルルーム、催事用施設、斎場、多目的ホール、卸売市場、庁舎、公民館、観測所 × 道路、レーシングコース、浄水場の土地、飛行場の土地[②①]、閉鎖済で用途が決まっていない建物[②②⑤]
	⑭駐車場	主として建物を建てずに駐車場に利用している土地 ○ 屋外駐車場、屋外駐輪場、簡単な立体駐車場、貸駐車場 × ビル型駐車場[⑫⑬]
	⑮資材置場	主として建物を建てずに資材置場として利用している土地 ○ 野積み場、用材置場、貯木場、切込場、電柱置場、ボンベ置場、プロパン貯蔵所、製品・レンタル機械の置場、青空廃車置場、残土置場、消防用地 × 倉庫[④④]
	⑯グラウンド等の福利厚生施設	主として建物を建てずに福利厚生目的に利用している土地 ○ 会社のグラウンド、会社のテニスコート、従業員菜園 × 会社の体育館[⑥⑥]、学校のグラウンド[⑬⑨]、スポーツ施設提供業のグラウンド、公園[②①]
建 物 以 外	⑰ゴルフ場・スキー場・キャンプ場	ゴルフ場・スキー場・キャンプ場等の野外レクリエーション用地 ○ ゴルフ場、スキー場、キャンプ場 × ゴルフ場内の宿泊施設[⑧⑧]、クラブハウス[⑭]、ゴルフ練習場[⑬⑭]
	⑱貯水池・水路	貯水池、取水場、農業用水路、排水路 ○ 池、貯水池、用水池、調整池、遊水池、湛水池、取水場、井戸場、鉱泉地、農業用水路、排水路 × 浄水場[②①]
	⑲文教用地	屋外の教育・文化施設用地 ○ 学校のグラウンド、学校のテニスコート、学校の屋外プール × スポーツ施設提供業のグラウンド[②①]、会社のグラウンド[⑬⑥]
	⑳宗教用地	主に建物を建てずに宗教に供している土地 ○ 参道、墓地、慰霊塔、慰霊碑 × 本殿、拝殿、本堂、会堂[⑩⑩]
	㉑その他	公園、道路、原野、他に当てはまらない屋外施設等用地、造成中で用途未定の土地 ○ 公園、遊園地、競馬場、スポーツ施設提供業のグラウンド・テニスコート・屋外プール、レーシングコース、テストコース、中古車展示場、自動車教習所、洗車場、広告看板、送電線鉄塔用地、浄水場の土地、汚水処理場、テレビ・ラジオ中継局、通信施設、バス発着所、ヘリ発着所、飛行場の土地、道路、私道、マリーナ、埠頭、鉄道用地、堆肥場、産業廃棄物埋立地、養殖場、採石場、砕石場、原野、史跡 × 浄水場の建物、飛行場の建物[⑭]、会社のグラウンド[⑬⑥]、ゴルフ場[⑬⑦]、学校のグラウンド[⑬⑨]、空き地[②③]
利 用 し て い な い	㉒⑮利用できない建物(廃屋等)	現在、利用されておらず、腐朽等により利用できない、取り壊しが決定している等、将来も利用される見込みがない建物とその敷地 ○ 廃屋、特定空き家、廃倉庫、廃工場等 × 一時的な空き店舗[②②]、一時的な空き家[⑦⑦]
	㉓空き地(未着工の建設予定地を含む)	現在、利用されておらず、将来も利用される見込みがたっていない土地 ○ 空き地、未着工の建設予定地 × 建築中で用途が未定の建物とその敷地[⑬⑭]、造成中で用途未定の土地、原野[②①]

調査票 C 土地の状況分類表

- 各項目には、当該項目に含まれる土地の状況の説明と主な内容を例示しています。
- 当該項目に含まれるものは○印の記号で、他の項目に含まれるものは×印の記号で示しています。
- ×印で掲げた例に続く[]内の番号は、その例の本来の分類を示しています。
- 売買時点では、一時的に利用されていないが、利用しようとするれば利用できるものは、その施設等の目的に応じて分類します。将来にわたっても利用される見込みがなかった建物が建っていた場合は、「②廃屋が建っていた」に分類します。将来にわたっても利用される見込みがなかった土地は、「⑤空き地」に分類します。ただし、売買時点で造成中、建築中にあったものは、その施設等の目的に応じて分類します。

土地の状況	具体例
①事務所等の利用可能な建物が建っていた	主として建物を建てて利用していた土地、用途が決まっていない建物の敷地 ○ 事務所、店舗、工場、倉庫、住宅、福利厚生施設、ホテル・旅館、文教用施設、医療・福祉施設、ビル型駐車場、体育館、ゴルフ練習場、変電所、駅舎、一時的な空き店舗、一時的な空き家 × 廃屋、廃工場〔②〕、屋外駐車場〔③〕、野積み場〔④〕、道路、墓地、自動車教習所〔⑧〕
②廃屋が建っていた	売買時点で利用されておらず、腐朽等により利用できない、取り壊すことになっていた等、将来も利用される見込みがなかった建物の敷地 ○ 廃屋、特定空き家、廃倉庫、廃工場 × 一時的な空き店舗、一時的な空き家〔①〕
③駐車場	主として建物を建てずに駐車場に利用している土地 ○ 屋外駐車場、屋外駐輪場 × ビル型駐車場〔①〕
④資材置場	主として建物を建てずに資材置場として利用している土地 ○ 野積み場、用材置場、残土置場、消防用地 × 倉庫〔①〕
⑤空き地	売買時点で利用されておらず、将来も利用される見込みがなかった土地 ○ 空き地、未着工の建設予定地 × 建築中で用途が未定の建物の敷地〔①〕、造成中で用途未定の土地、原野〔⑧〕
⑥農地	耕作の目的に供される田、樹園地、畑及び飼料用や肥料用のための採草又は家畜の放牧の目的に供される採草放牧地等で、肥培管理を行って作物を栽培している土地（現在は耕作されていないが客観的に見て耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地を含む） ○ 田、果樹園、畑、肥培管理を行っている採草放牧地、休耕地 × 家庭菜園、肥培管理を行っていない採草放牧地〔⑧〕
⑦林地	木竹が集団して育成している土地及び用材、薪炭材、竹林、その他の林産物を集団的に生育させるために用いている土地 ○ 用材林、薪炭林、竹林 × 果樹園〔⑥〕、庭園、採石場〔⑧〕
⑧その他	グラウンド、ゴルフ場、スキー場、キャンプ場、公園、水路、文教用地、宗教用地、取水場、用水路、排水路、道路、墓地、原野など

Q1 この調査にどのような意味があるのですか？

A1

法人土地・建設基本調査は、他の統計調査の様々な結果や様々な行政資料と組み合わせて、日本の国土を誰が（法人、世帯、公的機関）、どこに（都道府県等）、どの程度土地を所有し、どう使っているかを把握するために実施しています。

作成したデータは、土地・建物の有効利用を実現するための施策など、国の施策を推進するための企画・立案資料として用いられる他、土地白書を通じて、国土の利用状況を広く一般の皆様にご覧いただくためなどに用いられております。

Q2 どうしてわが法人が選ばれたのですか？

A2

この調査は、全ての法人に調査をお願いするものではなく、一部の法人に調査をお願いする標本調査として実施しています。このため、都道府県別・資本金別・業種別に法人を分類し、その中から全国や都道府県の縮図となるよう対象法人を無作為に選出しました。なお、資本金1億円以上の会社法人は、全て回答対象となります。

Q3 わが法人は、清算もしくは廃業しています。

A3

令和5年1月1日時点で存在している法人の場合は、回答してください。なお、社名変更をしている場合は、プレプリントされている旧社名を二重線で消して、新社名を回答してください。

Q4 調査票に書かれている「1区画」とはどういう意味ですか？

A4

ひとつづきの区画のことです。分筆されていても、ひとつづきであれば1区画としてご記入ください。

Q5 複数の地番の上に建物が建つ場合、どの地番で回答すればよいですか？

A5

代表的な地番、もしくはもっとも若い地番で回答してください。

Q6 面積がわかりません。何を参照して回答すればよいですか？

A6

登記や固定資産台帳を確認して、回答してください。

Q7 所有していない土地や建物の面積、購入・売却した土地の面積がない場合は、どのように回答すればよいですか？

A7

調査票Aについては、空白のままとして、面積等に0は記入しないでください。

調査票Cについては、812は空白のままとして、面積等に0は記入しないでください。

Q8 登記と現況が違う場合は、どちらを回答すればよいですか？

A8

現況で回答してください。

Q9 未登記の土地や建物は、どのように回答すればよいですか？

A9

調査票A及びBについては、原則的に、令和5年1月1日に所有しているもので回答してください。ただし、同時点までに売買契約が成立しており、登記が遅れている場合は追記や訂正などで可能な限り回答してください。

Q10 調査票の指定単位に満たない面積や金額はどのように回答すればよいですか？

A10

調査票Cの面積の場合は千㎡、帳簿価格は百万円単位での回答のため、それぞれ満たない場合は四捨五入して回答してください。四捨五入しても規定の単位に満たない場合は、0と記載してください。

Q11 調査票CのⅢ9～11にプレプリントされている土地以外にも、該当期間に購入したものがありません。そちらも追加回答が必要ですか？

A11

Ⅲ土地の売買状況についての9～11は、プレプリントしている土地以外は回答不要です。

Q12 調査票CのⅢ9～11にプレプリントされている土地の中に、売買が令和3年以前のものがあります。そちらも回答が必要ですか？

A12

令和4年1年間の売買による所有権移転登記を元にプレプリント情報を作成しています。そのため、登記期間が令和4年であれば、売買がそれ以前でも回答対象になります。

Q13 政府統計オンライン調査総合窓口ログインできません。

A13

パスワードを5回失敗するとロックがかかります。15分ほど時間をおいて再度ログインをお試しください。

パスワードをお忘れの場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」からパスワードを再発行してください。なお、メールアドレスの登録がお済みでない場合は、28ページの「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

正しいログイン情報を入力してもログインできない場合は、「よくあるご質問」(<https://www.e-survey.go.jp/faq/site-cache>)を参考に、信頼済みサイトへの登録やキャッシュの削除などにより事象が改善するかお試しください。

Q14 既にオンライン回答を行ったが内容を修正したい。

A14

政府統計オンライン調査システムを通じて電子調査票を一度提出した後は、同システム内で内容を修正することができません。内容の修正をご希望の場合は、tochi_r5@kihon.mlit.go.jp にメールいただくか 28 ページのお問い合わせ窓口の電話番号へご連絡ください。

政府統計オンライン調査総合窓口のよくあるご質問もご参照ください。

本調査の内容について

法人土地・建物基本調査

検索

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000058.html

オンライン調査について

政府統計オンライン調査総合窓口

FAQ

検索

<https://www.e-survey.go.jp/faq>

法人土地・建物基本調査からわかること

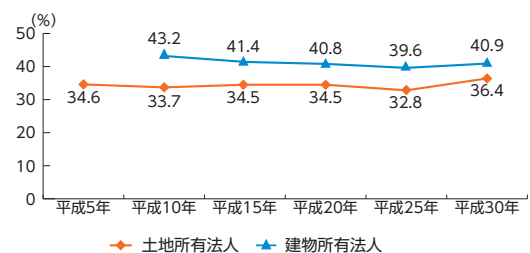
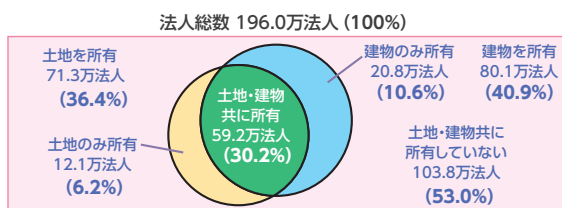
法人土地・建物基本調査は、法人の土地・建物の所有・利用状況を総合的に把握する、5年毎に実施される統計調査です。ここでは、平成5年からの6回の調査により捉えられた、土地・建物の所有・利用の姿の変化について、直近の平成30年調査の結果を中心にご紹介いたします。

1 法人の土地・建物の所有状況がわかります

- ◆ 土地を所有している法人、建物を所有している法人はいずれも法人全体のおよそ4割
- ◆ 所有法人の多くは土地・建物とも所有

平成30年1月時点で、土地を所有する法人は全国に約71万法人、建物を所有する法人は約80万法人と推計され、法人総数に占める割合は、それぞれ36.4%、40.9%となっています。また、土地・建物とも所有している法人は法人総数の30.2%で、土地や建物を所有している場合は双方とも所有している法人が多くなっています。

法人の土地・建物の所有状況(法人数・割合、推移)



2 社会課題になっている、低・未利用地の増減もわかります

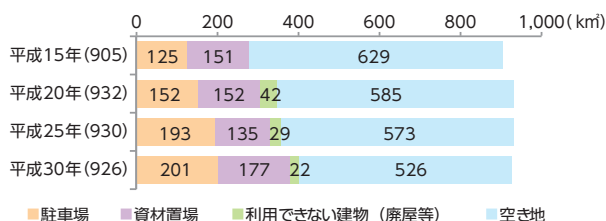
- ◆ 低・未利用地の合計は東京23区の1.5倍。概ね横ばいで推移する中、空き地は減少、駐車場は増加
- ◆ 地方圏の割合が相対的に高い

法人が所有している駐車場・資材置場・空き地等の低・未利用地の面積は約926km²と、東京23区的面積の1.5倍となっています。これら面積は平成20年以降、横ばいとなっていますが、「空き地」等が減少し、「駐車場」等が増える傾向もみられます。

低・未利用地の面積を土地所在地(圏域区分)別にみると、三大都市圏の各圏域の割合は約8%、地方圏は約14%となっており、地方圏の方が相対的に高くなっています。

※ 法人が所有している「宅地など」の土地の利用現況のうち、「駐車場」「資材置場」「利用できない建物(廃屋等)」「空き地」の合計

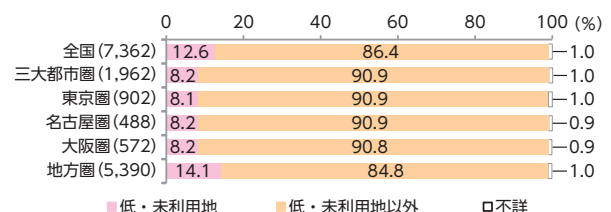
低・未利用地の利用現況別 土地所有面積



注) () 内の数字は低・未利用地の面積(単位: km²)。四捨五入の関係で、内訳の合計と一致しない場合がある。

注) 「利用できない建物(廃屋等)」(平成20年は「利用していない建物」)は、平成20年から設定した区分

土地所在地(圏域区分)別 土地所有面積割合
(低・未利用地、低・未利用地以外)

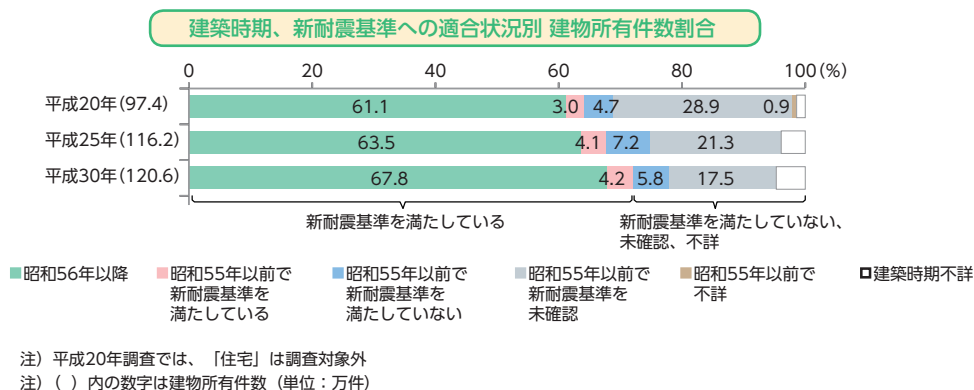


注) () 内の数字は「宅地など」の面積(単位: km²)。全国には土地所在地「不詳」を含む。

3 法人所有の建物の耐震性など、建物の状況も把握しています

◆ 法人が所有している新耐震基準を満たす建物が調査開始（平成20年）以降、初めて法人が所有している建物件数の7割を超えた

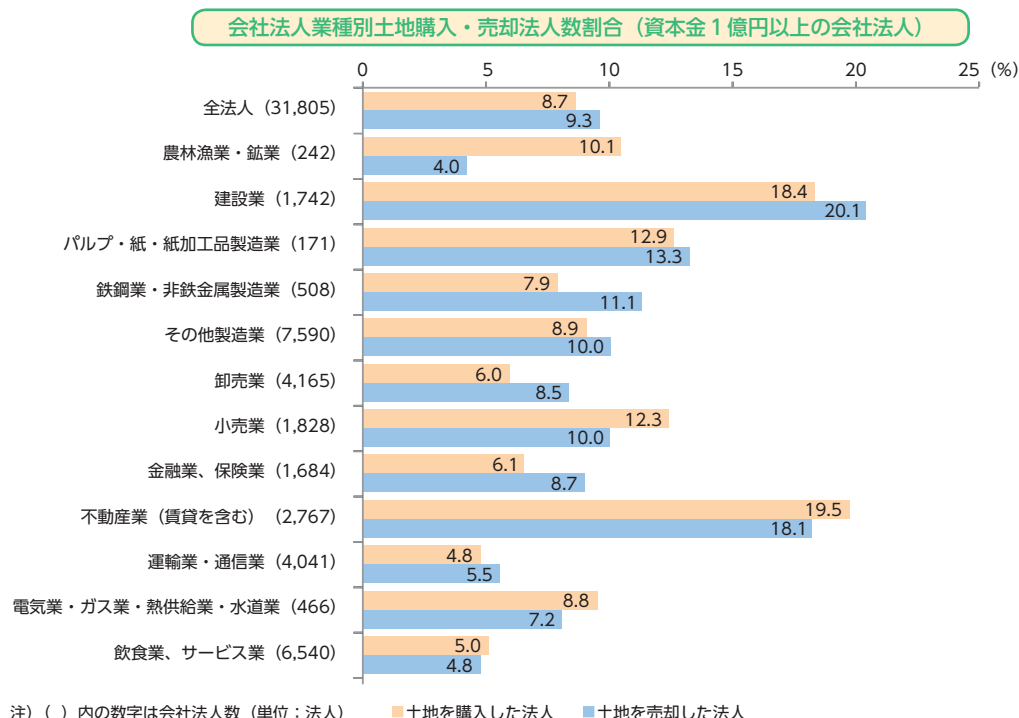
法人が所有している建物の新耐震基準への適合状況をみると、新耐震基準の施行後の昭和56年以降の建物の件数割合（67.8%）と昭和55年以前で新耐震基準を満たしている建物の件数割合（4.2%）を合わせた72.0%が新耐震基準に適合しています。調査開始以降、初めて7割を超えることとなりました。



4 年々の土地の購入・売却も調べています

◆ 調査対象の資本金1億円以上の会社法人のうち、土地の購入・売却を行った法人は1割にも満たない

資本金1億円以上の会社法人について、平成29年1月1日から12月31日までの1年間に土地の購入又は売却を行った法人数をみると、土地を購入した法人は2,758法人（資本金1億円以上の会社法人の8.7%）、土地を売却した法人は2,953法人（同9.3%）となっています。



これまでの調査の情報・統計表の入手方法

これまでの調査結果は土地基本調査ホームページから入手いただけます。

法人土地・建物基本調査

検索

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000058.html

MEMO

回答提出の前にご確認ください

☒ 連絡先を回答いただけましたか？

調査票に連絡先の記入欄がございますので、ご確認ください。

☒ あらかじめ表示してある法人属性項目はご確認ください了吗？

- 令和5年1月1日現在に対応しているか、ご確認ください。
- 表示していない項目にも、漏れなくご回答いただけましたか。

☒ 記入単位に間違いはありませんか？

- 面積は㎡単位（調査票Cの12は千㎡単位）
- 宅地などは筆ごとではなく土地区画ごと
- 工場敷地以外にある建物は1棟ごと
- 工場敷地にある建物は工場敷地ごと

☒ 漏れなくご回答いただけましたか？

- 敷地と建物の両方を所有されている場合は、土地と建物それぞれにご回答いただけましたか。
- 非課税の土地も漏れなくご回答いただけましたか。
- 本所・本社・本店の敷地についても漏れなくご回答いただけましたか。

☒ 回答欄の誤りやご回答内容の重複はありませんか？

建物については、

- 延べ床面積200㎡未満の建物は **Ⅳ- (1)**
- 延べ床面積200㎡以上の建物は **Ⅳ- (2)**

にご回答いただけましたか。

☒ 調査票Cの購入・売却した土地の帳簿価格は附属明細書（有形固定資産等明細表）等と相違はありませんか？

- 令和4年を含む決算書等と比較して著しい相違はありませんか。

お問い合わせ窓口

令和5年法人土地・建物基本調査
実施事務局

☎ **0120-262-726**

受付時間：平日9:30～17:30

※固定電話から全国一律料金でご利用になれます。携帯電話からおかけになる場合は、

011-600-0234

へおかけください。この場合、通常の通話料金ががかかりますので、あらかじめご了承ください。

実施主体

国土交通省
総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
土地基本調査ホームページ

法人土地・建物基本調査

検索

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000058.html

委託先

株式会社 SHIFT
東京都港区麻布台1-3-1